（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（帳簿）

第四十五条　法第二十五条の二十の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　（略）

（試験結果の報告）

第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。

三　その他国土交通大臣及び環境大臣が必要と認める事項を行うこと。

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条　法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　（略）

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（帳簿）

第四十五条　法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　（略）

（試験結果の報告）

第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三　その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条　法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　（略）

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。